

千葉県酪農・肉用牛生産近代化計画の概要

計画の位置付け

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づく法定計画（5年毎に見直し）。今後の酪農及び肉用牛生産の健全な発展、牛乳・乳製品、牛肉の安定的な供給に向けた取組や施策の方向を示すもの。国の「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」や県内酪農・肉用牛生産の現状を踏まえ、第9次県計画を策定する。

《酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 第2条の3 抜粋》

- 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画を作成することができる。
- その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。

国の基本方針（令和7年4月策定）

《状況の変化》

- 生乳や牛肉の需給緩和による脱脂粉乳の在庫の増加、枝肉・子牛価格の低下
- 飼料費を始めとした生産コストの上昇・高止まり
- 環境や持続性に配慮した畜産物生産の必要性の高まり

《目指す方向性》

- 需要拡大への取組と需要に応じた生産の推進による需給ギャップの解消
- 従来の生産手法の見直しを含む、生産コストの低減・生産性の向上
- 国産飼料の生産・利用の拡大を通じた輸入飼料依存度の低減
- 環境負荷低減などの取組の推進

《生産数量の目標》

- 国全体の令和12年度の目標としては現状生産量並みの数量を設定。その上で、長期的な姿として、需要拡大や輸出拡大の進展に応じ、生乳は前回方針並み、牛肉は現状をやや上回る水準を設定。

（関東地域の目標）

生乳生産量 R5年度 117万トン → R12年度 107～114万トン（全国732→732）

乳用牛頭数 R5年度 17.8万頭 → R12年度 14.3～15.1万頭（全国133.5→117.3）

肉用牛頭数 R5年度 30.7万頭 → R12年度 30.6～33.9万頭（全国267.9→275.3）

千葉県の現状

- 千葉県の畜産は農業生産の主要部門となっており、畜産産出額に占める割合は、乳用牛約17%（254億円）、肉用牛約8%（123億円）。特に乳用牛では、全国有数の酪農県としての地位を維持し、首都圏の主要な生乳供給地として重要な役割を担っている。
- 一方で、担い手の高齢化や施設の老朽化、資材・エネルギー価格等の高騰を背景として農家戸数が減少し、生産基盤の維持・強化が課題となっている。

生乳生産量 H30年度 200,886トン → R5年度 185,633トン

乳用牛頭数 H30年度 29,850頭（586戸） → R5年度 26,100頭（383戸）

肉用牛頭数 H30年度 38,850頭（249戸） → R5年度 42,300頭（228戸）

県計画の概要

計画期間：令和8年度～12年度

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

- スマート農業技術やデータ活用（牛群検定・遺伝的能力評価等）、暑熱対策、労働力の外部化（ヘルパー、コントラクター等）による生産性の向上と経営の効率化
- 飼養管理技術の向上や、長命連産性に優れた乳用牛群への転換等による生涯生産性向上
- 優良な繁殖和牛の確保や肥育技術の向上による品質の高い牛肉の安定生産
- 耕畜連携等による県産飼料の生産・利用拡大 等

➡ 持続可能な酪農、肉用牛生産の実現

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

	現在（R5年度）	目標（R12年度）
生乳生産量	185,633トン	180,870トン
乳用牛頭数	26,100頭	23,630頭
肉用牛頭数	42,300頭	44,170頭

III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

- 持続的な経営を実現するモデルとして、酪農で2つ、肉用牛（繁殖・肥育・一貫）で3つの経営類型を示す。
（酪農）経産牛50頭・つなぎ飼い、経産牛150頭・フリーストール等
（肉用牛）繁殖30頭、肥育150頭、一貫320頭（繁殖60頭・肥育260頭）

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

- 規模拡大あるいは経営規模の維持について、生産効率の改善や収益性の向上など経営規模に見合った取組を推進する。

V 飼料の自給度の向上に関する事項

- 耕畜連携や二期作・二毛作の推進、飼料生産組織の育成等により、飼料作物の生産量を拡大するとともに、スマート農業技術の活用により生産性の向上や省力化を図る。

	現在（R5年度）	目標（R12年度）
粗飼料作付面積	3,746ha	3,800ha
粗飼料生産量	22,985TDNトン	25,000TDNトン

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

- 集送乳、乳業施設、家畜市場については、現状の機能を維持しつつ、効率化等に向けた取組を推進する。
- 食肉流通の合理化を図るため、高度な衛生水準や輸出にも対応可能な食肉センターの再編整備に向けた取組を推進する。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

- 畜産総合研究センターにおいて、試験研究のさらなる充実と効率化を推進し、試験研究機関としての機能強化を図る。